

**平成26年第3回七戸町議会  
決算審査特別委員会  
会議録（第2号）**

---

○招集月日 平成26年 9月 1日  
○開会日時 平成26年 9月 9日 午前10時00分  
○延会日時 平成26年 9月 9日 午前11時54分

---

○出席委員（15名）

委員長	田嶋弘一君	副委員長	岡村茂雄君
委員	呷清悦君	委員	附田俊仁君
委員	佐々木寿夫君	委員	瀬川左一君
委員	盛田恵津子君	委員	田嶋輝雄君
委員	三上正二君	委員	松本祐一君
委員	二ツ森圭吉君	委員	工藤耕一君
委員	田嶋政義君	委員	中村正彦君
委員	天間清太郎君		

---

○欠席議員（0名）

---

○委員外議員

議長 白石洋君

---

○説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	小又勉君	副町長	似鳥和彦君
総務課長	瀬川勇一君	支所長 (兼庶務課長)	山谷栄作君
企画調整課長	高坂信一君	財政課長	天間孝栄君
会計管理者 (兼会計課長)	木村正光君	税務課長	原田秋夫君
町民課長	町屋均君	社会生活課長 (兼城南児童館長)	田嶋史洋君
健康福祉課長	澤田康曜君	商工観光課長	田嶋邦貴君
農林課長	鳥谷部昇君	建設課長	米田春彦君
上下水道課長	加藤司君	教育委員会委員長	附田道大君
教育長	神龍子君	学務課長	田中順一君

生涯学習課長 (兼中央公民館長・ 南公民館長・ 中央図書館長)	中野昭弘君	世界遺産対策室長	小山彦逸君
農業委員会会長	高田武志君	農業委員会事務局長	高田浩一君
代表監査委員	野田幸子君	監査委員事務局長	八幡博光君
選挙管理委員会委員長	古屋敷満君	選挙管理委員会事務局長	町屋均君

---

○職務のため会議に出席した事務局職員

事務局長	八幡博光君	事務局総括主幹	古屋敷博君
------	-------	---------	-------

---

○会議を傍聴した者（1名）

---

○会議の経過

○委員長（田嶋弘一君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は15名で、定足数に達しております。

したがって、決算審査特別委員会は成立いたしました。

これより、本日の会議を開きます。

本日の審査日程及び本委員会における説明員は、お手元に配付したとおりです。

お諮りいたします。

本委員会の傍聴を許可したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田嶋弘一君） 御異議なしと認めます。

したがって、傍聴を許可することに決定いたしました。

ただいまから決算審査に入りますが、質疑に入る前にお願いいたします。

本日は、一般会計歳入歳出決算書の歳出、8款土木費まで終わりたいと思いますので、御協力よろしくをお願いいたします。

なお、御質問される委員をお願いいたします。御質問の際は、ページ、科目をお示しの上御質問くださるようお願いいたします。

初めに、平成25年度七戸町一般会計歳入歳出決算書の審査に入ります。

質疑は、歳入歳出決算事項別明細書により行います。

歳入から行います。

52ページ、1款1項1目個人から、64ページ、12款2項4目商工手数料まで発言を許します。

8番。

○委員（田嶋輝雄君） 52ページの歳入の分で、1款1項1目、2目についてですけれども、まず、不納欠損がものすごく多いということの中で、監査委員からも御指摘がありましたけれども、未収入額、それぞれ何人あるかということをお聞かせ願いたいと思います、個人、法人。よろしくお願ひします。

○委員長（田嶋弘一君） 税務課長。

○税務課長（原田秋夫君） お答えします。

個人の町民税ですが、納税義務者数が7,205人ありますが、未納者数が164名あります。それから、法人数ですが305社あります。そのうち未納法人が2法人あります。

以上です。

○委員長（田嶋弘一君） ほかにありませんか。

8番委員。

○委員（田嶋輝雄君） それで、今後どういう形の中で徴収する予定ですか。

○委員長（田嶋弘一君） 税務課長。

○税務課長（原田秋夫君） お答えします。

滞納世帯に関しまして、まず督促状、それから催告書、電話連絡を行い、あとは夜間徴収を含む戸別訪問を強化します。

それから、納税相談等を行いまして、分割納付の勧めを行ったり、それから財産調査を行って、債権等の差し押えを行います。それでも悪質滞納者に関しましては、青森県市町村税滞納整理機構へ徴収を委託しております。そういう形で徴収の強化を図っていきたいと思います。

○委員長（田嶋弘一君） 8番委員。

○委員（田嶋輝雄君） 唯一の自主財源でございますので、しっかりとした徴収方法で、よろしくをお願いします。

○委員長（田嶋弘一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田嶋弘一君） 次に64ページ、13款1項1目民生費負担金から、70ページ、13款3項2目民生費委託金まで発言を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田嶋弘一君） 次に70ページ、14款1項1目民生費負担金から、76ページ、14款3項3目土木費委託金まで発言を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田嶋弘一君） 次に76ページ、15款1項1目財産貸付収入から、82ページ、18款1項1目繰越金まで発言を許します。

1番委員。

○委員（柘 清悦君） 79ページ、16款1項1目の一般寄附金（ふるさと納税）131万円というところについてですけれども、今後ふるさと納税で寄附してくれる人をふやしていくために、特産品をサービスとしてつけることをやっているところもあると思いますけれども、もう一つ大事な視点があると思っています。何かと言うと、前回の一般質問で人材活用という点で、役場職員に一番期待しているという話をしましたけれども、岩手県と青森県の違いを職員の対応の差で私にこう教えてくれた人がいます。企業誘致でも岩手県に企業が結構来るのは、お客様が県庁の玄関に来たときに、今、下に行きますので待っていてくださいと。青森県庁へ来ると、何棟の何階ですということ、お客様に上がってこらせるといふ、その対応の違いを話をしてくれた人がいます。

それで、このふるさと納税についても、恐らくふるさと納税どれぐらいの金額を寄附するかと考えるのは、例えば会計年度が12月末だとすると、おおよそのめどで、利益が出そうとか、そういったときには寄附しようとかという判断になると思うのですけれども、まず1点、年末どこも忙しい中で、役場がまだ業務している中で金融機関との関係で、ふるさと納税を利用する人は銀行の振り込みとかも利用すると思うのですけれども、

役場が業務している最終日のあたりに、実際、振込金融機関の関係で役場が業務しているときでも可能なかどうか、平成25年度はどうだったのかという点を1点伺います。役場の年末の最終日、そのときになってから役場に電話してふるさと納税したいと言った場合に、振り込みが可能だったのかどうかを伺います。

○委員長（田嶋弘一君） 総務課長。

○総務課長（瀬川勇一君） お答えいたします。

最終日といいますと、御用納めの12月28日でございますけれども、ふるさと納税という事務の流れとしては、今までの例ですと、申し出してから、それから納付書等の送付という形になっておりますので、最終日いわゆる御用納めにふるさと納税したいという人も、翌年の振り込みという形に今のところなっております。

以上です。

○委員長（田嶋弘一君） 1番委員。

○委員（呷 清悦君） 流れについては初めてわかりました。納付書を送る関係で、その分日数かかるので、次の年に越えてしまうと。そうすると、納税者にとってはそれが経費としては、もうその年分には使えないことになると思うのですよね。私に、これについて話を教えてくれた人で、これもまた岩手県の市町村の職員と青森県の市町村の職員の比較で教えてくれたのですけれども、岩手県にも青森県にもかかわりのある人だと思うのですけれども、岩手県のほうにふるさと納税で寄附したいという電話したら、ちょっと待ってくださいと。御用納めの日なので、相談したら振り込みはまずもうできないと。そうしたら、その職員が今から伺いますということで岩手県から青森県のその人のところに来たらしいのですよね。それで青森県のほうの職員がどう対応したかと言うと、もっと早く言ってもらわないと間に合わない。ところが金額が結構大きかったみたいで、金額を教えたら、そんな金額だと思わなかった。納税したいと思ってせっかく電話したのだけれども、年末になってから何万円かということで、ちょっと面倒くさいという雰囲気をも感ぜたと思うのですけれども、恐らくそういった行為で寄附したいという人に対しての接し方というところも、気をつけていかなければならないなと思いました。それについても七戸町はそういう対応を考えているのかどうかを伺います。

○委員長（田嶋弘一君） 総務課長。

○総務課長（瀬川勇一君） 通常ですと、ふるさと納税、寄附したいということであれば、その方のところへ出向いて、その意思表示を確認して、納付書等を持参しながら対応したりしてございます。御用納め、年末、その暦年でいう確定申告等の事情がある方と想定されますけれども、現段階では七戸町ではそういうふうな形ではなく、あくまでも出向いて意向を確認して、遠隔地であれば郵送等で納付書を発行したりしてございます。今の現状ですとその辺でやっているというようなことで御理解していただきたいと思っております。そのような流れをもっと簡素化しなければならないというのは、これは当然今検討しているところではございます。

以上です。

○委員長（田嶋弘一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田嶋弘一君） 次に82ページ、19款1項1目延滞金から、87ページ、20款1項4目災害復旧債まで発言を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田嶋弘一君） 次に、歳出に入ります。

90ページ、1款1項1目議会費から、100ページ、2款1項6目企画費まで発言を許します。

4番委員。

○委員（佐々木寿夫君） 93ページ、2款1項1目13節地域主権改革支援業務委託料、これはどういうものに使ったのかということをお知らせください。

それから、続いて95ページ、2款1項1目のアカデミー研修負担金、これについても使途をお知らせください。

○委員長（田嶋弘一君） 総務課長。

○総務課長（瀬川勇一君） お答えいたします。

1点目の地域主権改革支援業務委託料ですが、これは権限移譲の一環として国が制定した地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権一括法に基づき、当町の関係条例、規則等の整備を図るために業務委託したものでございます。

この内容については、第3次地方分権一括法の施行に伴う条例、規則等の整備でございますが、平成24年、25年の2カ年にわたって第1次、第2次という形でやったわけがありますけれども、七戸町においては七戸町民生委員推薦会に伴う規則改正、それから介護保険居宅介護サービス費、居宅支援サービス費等の額の特例に関する規則等々の整備に関する委託でございます。

もう1点、アカデミーについては、職員研修でございますが、その研修のテキスト代の負担金でございます。平成25年度は6人参加してございます。この市町村アカデミーについては、変化する市町村行政に対応した研修ということで、防災、防犯、地域経済、コミュニティ、医療、福祉、教育等の諸課題に直面する問題に的確に対応する職員の研修ということで、先ほど申し上げました6名派遣してございます。

以上です。

○委員長（田嶋弘一君） 4番委員。

○委員（佐々木寿夫君） アカデミーについてですが、町の職員というのは年々新しい職員が入ってきていて、職員の研修というのは大変大切なものだと思います。さらに、時代の変化や行政も多様化してきていますから、研修というのはどうしても欠かされないわけですが、今伺ったところ、アカデミーの職員研修は6人ということですが、そのほか新任

の職員の研修は平成25年度はやりましたか。

○委員長（田嶋弘一君） 総務課長。

○総務課長（瀬川勇一君） お答えいたします。

新人等の教育については青森県自治研修所、今、新人全員に研修させております。そのほかにも課長研修、監督者、補佐、主幹、主任研修、それから主事、専門研修と合計で35名県の自治研修所のほうへ派遣してございます。

以上です。

○委員長（田嶋弘一君） 4番委員。

○委員（佐々木寿夫君） 研修に力を入れていることがわかりましたが、町長、こういう研修は受けて成果があったとお考えですか。

○委員長（田嶋弘一君） 町長。

○町長（小又 勉君） 成果はもう十分にあったと思っています。

○委員長（田嶋弘一君） 4番委員。

○委員（佐々木寿夫君） 何か一つぐらい具体的に。

○委員長（田嶋弘一君） 町長。

○町長（小又 勉君） 補正でもお願いして費用を取ってございまして、それは今、これから具体的にさらにそれに基づいた研修をやるということでもあります。委員おっしゃるとおり、少数精鋭という方向に向かっていますので、そういう面でのいろいろな知識の研修というのは本当に必要だと思っていますから、これからも力を入れてやっていきたいと思っております。

○委員長（田嶋弘一君） 4番委員。

○委員（佐々木寿夫君） 施設の研修等も大切であると思いますが、私は一つ、役場の職員を退職したベテランの職員からも学ぶとか、そういう機会もつくる必要があるのではないかと考えています。

以上、これは答弁は要りません。

○委員長（田嶋弘一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田嶋弘一君） 次に、100ページ、2款1項7目七戸支所費から、110ページ、2款1項15目新エネルギー対策費まで発言を許します。

4番委員。

○委員（佐々木寿夫君） 108、109ページの2款1項15目の新エネルギー対策費なのですが、当初予算は5,300万円、そして補正予算は3,000万円も減額ということになるわけですが、新エネルギーの対策というのは議会のこの場でも討論されてきた大変大事なところなのですが、1回にまず5,000万円の予算のうち3,000万円も減ったというのは、一体これは新エネルギー対策を軽視しているのかという疑問を持つわけですが、この辺について御説明願います。

○委員長（田嶋弘一君） 企画調整課長。

○企画調整課長（高坂信一君） お答えいたします。

新エネルギー対策費の減額でございますが、これにつきましては平成25年度におきまして、道の駅に蓄電池と太陽光パネルを設置することとしておりました。そこで、国土交通省でも、道の駅に防災強化計画を策定することになりまして、そのため、太陽光パネル等の設置場所についての協議に時間を要したことから、工事実施ができなくなり、工事費を減額したものであります。

ただ、この工事費につきましては、平成26年度に変更して実施することにしておりますので、減額をしたということではなくて、実施年度の変更ということでございます。

以上でございます。

○委員長（田嶋弘一君） 4番委員。

○委員（佐々木寿夫君） 平成25年度は新エネルギー対策と省エネ対策を一本化するというので、今まで省エネ対策は社会生活課でやって、新エネルギーは当時の企画財政でやっていたわけですね。そういう意味で私もこの平成25年度の省エネ、あるいは新エネの取り組みについては大変期待していたところでした。

それで、もう1点伺いますが、111ページの2款1項15目のクリーンエネルギー促進事業補助金、このお金は何に使われて、どの程度の効果があったのか伺います。

○委員長（田嶋弘一君） 企画調整課長。

○企画調整課長（高坂信一君） お答えいたします。

このクリーンエネルギー促進事業費補助金の内訳でございますが、これは太陽光パネルとかいろいろな設置をした方々に補助金を交付しているものでございます。内訳としましては、太陽光パネルの設置にかかわる補助が40件、それからエコキュートについては14件、電気自動車のPHVが1件、木質バイオマスのストーブ4件、あと家庭用の蓄電池1件、家庭用の充電設備が1件、合計で61件に補助しております。

以上でございます。

○委員長（田嶋弘一君） 4番委員。

○委員（佐々木寿夫君） クリーンエネルギーの普及のために、これが大変役立っていることはわかりました。しかし、これをさらに発展させていくというのは大変な努力が必要になるわけです。同時に、今この決算書を見ていると省エネの部分についての取り組みが少し見えないのですよね。今まではLEDなどと平成23年、24年にやっていますが、まず省エネの取り組みにやっぱりこれから力を入れていかなければならないと思います。

以上。

○委員長（田嶋弘一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田嶋弘一君） 次に、110ページ、2款2項1目賦課徴収費から、118

ページ、2款6項1目監査委員費まで発言を許します。

4番委員。

○委員（佐々木寿夫君） 115ページ、2款3項2目人権啓発活動事業ということについてですが、この人権啓発というのは今の社会では特に重要な問題ですね。例えば人権の問題でいえば、東京都の都議会の野次の問題を初め、さまざまな問題が出てきて人権の啓発という大変なことです。この人権啓発活動事業に取り組んでいるというのは大変評価できるわけです。これは予算の際にも言いましたが、そこで伺います、人権啓発活動事業の消耗品費49万円、あるいは人権啓発活動映画上映業務委託料は四十数万円取っているのですが、それぞれの使い道、あるいは趣旨についてお話しください。

○委員長（田嶋弘一君） 町民課長。

○町民課長（町屋 均君） お答えします。

消耗品費については、夏祭り、オータムフェスタの際に、人権啓発のためにウェットティッシュ等をお配りして啓発活動をしております。

それから、花運動と称して、小学校4校に花植えをするため、直接小学校に出向いて人権擁護委員の方と一緒に花植えを実施しております。

それから、委託料の映画上映業務委託料については、中学校3校に直接赴いて3回上映を実施してございます。

以上です。

○委員長（田嶋弘一君） 4番委員。

○委員（佐々木寿夫君） 人権の映画の上映なのですが、中学校で3回やっているというのも大変意味があることを感じますが、これを中学校で行ったということの意味についてお知らせください。

○委員長（田嶋弘一君） 町民課長。

○町民課長（町屋 均君） 実は、この映画上映は七戸町だけではなくて、ほかでも実施されておまして、1カ所に集めて募集すると中学校の生徒さんで見に来る方が非常に少ないということから、七戸町では中学校に連絡をとって、直接学校で上映しようということで、休んでいる生徒さん以外全員に上映を行っているということですので、よろしくお願ひします。

○委員長（田嶋弘一君） 4番。

○委員（佐々木寿夫君） 人権の啓発というのは子ども達が人権というのを知るところから始まると思います。そういう意味で映画の上映を中学校でやっているというのは適切であると思うし、さらに、消耗品費でも小学校の花植えなどにも使われているということで、本当にきめ細かな対策がとられているなと思いますが、これはしかし、もう平成25年度の事業で終わりの事業ですね。

○委員長（田嶋弘一君） 町民課長。

○町民課長（町屋 均君） 実は各町村持ち回りで、4年に一度事業採択になります。し

たがって、次は平成29年度に事業採択になる予定です。

以上でございます。

○委員長（田嶋弘一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田嶋弘一君） 次に、118ページ、3款1項1目社会福祉総務費から、127ページ、3款1項10目老人医療対策費まで発言を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田嶋弘一君） 次に、128ページ、3款2項1目児童福祉総務費から、132ページ、3款2項5目放課後児童対策事業費まで発言を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田嶋弘一君） 次に、132ページ、4款1項1目保健衛生総務費から、140ページ、4款1項9目省エネルギー対策費まで発言を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田嶋弘一君） 次に、140ページ、4款2項1目塵芥処理費から、146ページ、6款1項5目農地保有合理化事業費まで発言を許します。

○委員長（田嶋弘一君） 9番委員。

○委員（三上正二君） 144ページ、どの項目にも当てはまるけれども、農業委員会会長が初めてだから出番がなければ困ると思いますので質問します。

今現在、七戸町の中で耕作放棄地とか遊休農地といわれるのがいっぱいあると思うのですよ。それは農業委員会のほうで、結構農地パトロールか何かをして指導等をしていると思うのですけれども、でも、どんなことをしても農地にもう復元できないという状況のところがあると思うのですよ。例えば沢地帯のしけた田んぼだったところとか雑木が大きくなっているとか、そういうところであっても農地は農地なのさ、そのままでいけば、耕作放棄地とか遊休農地と言われるけれども。でもそういうものというのは現状にあわせてどうしてもできなかったというのは、農地を解除して別の形にするのは、できないものなのですか。

というのは、なぜこんなことを言うかということ、例えば農地であれば今太陽光パネルとかそういうものに結構用地が必要になっているわけです。そういうところに農地を使うのも一つの方法だと。もちろん農業委員会は農地を守る立場だから、いいところはそういうのは無理だとしても、けれどもどうやっても使えないのは、そういう農地から解除してあげるとか、そういう考え方というのはできないものだろうか、農業委員会会長。

○委員長（田嶋弘一君） 農業委員会会長。

○農業委員会会長（高田武志君） お答えします。

今、農地パトロールでそういうところを毎年調査しております。そして、今言われたとおり確かに農地としても使用されないような場所もあります。そのことについては委員会のほうではもうどうしても再生できない、どうにもならないようなところは、いろいろな

条件がかかっているところは差し置いても、農地から外すということも検討しておりますので、いろいろな可能性が出てくるかなと思っております。

以上です。

○委員長（田嶋弘一君） 9番委員。

○委員（三上正二君） そうなると、農業委員会のほうでそうだとすれば、太陽光パネルのほうはどこになるのかな、行政側は。そういうことになると、今までは農地を守るという立場からいえば確かに農地を守らなければならないのですよ。でも、農地を守るというのは農業者がいるから農地を守るのであって、その農業者がどうやっても使えないような土地を、やっぱり農地から外せば、そういう使い道もできるわけですよ。畑にするといったってしけた田んぼとかはできないのだから、そういうふうになってくれば可能性として、太陽光パネルについては町当局のほうはどう考えるのですか。

○委員長（田嶋弘一君） 企画調整課長。

○企画調整課長（高坂信一君） お答えいたします。

農地への太陽光パネルの設置ということですが、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律というものが先般できまして、これによると、その発電事業者がそういう耕作放棄地とか、現在使われていない農地などを使いたい場合は、協議会を立ち上げて検討することができるというような法律ができました。この説明会がつい先日7月の下旬に県のほうからありまして、この法律に基づいて今後どういう体制を整えていくか、今後担当課と協議してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（田嶋弘一君） 9番委員。

○委員（三上正二君） 協議会を設置することはできると、その協議会なるものは企画調整課が主導を握るのか、どうなのかわからないけれども、悪い農地のところを外せば一番手っ取り早いのですよ。農地であれば作物をつくれる、いい農地であれば、下に作物をつくらなければならないとか、そういう形もあるけれども、そうじゃない形というのは耕作放棄地とか遊休農地というものは、その協議会というのはどこでどういうふうにと考えているのですか。つい先般行われたばかりだから、わからないかもしれないけれども、ずればずれてもいいので、大体目鼻がついているかどうかでいいから。

○委員長（田嶋弘一君） 企画調整課長。

○企画調整課長（高坂信一君） お答えいたします。

この協議会につきましては、町とそれから事業実施を希望する事業者、それと地域住民、学識経験者、それから、農林漁業者とか団体が構成メンバーとなりまして協議会を立ち上げるということになっております。その中で、農林漁業との調和、それから農林地等の適切な利用調整、これらの方針を定めるということになっております。

以上でございます。

○委員長（田嶋弘一君） 9番委員。

○委員（三上正二君） 農業委員会会長、今聞いたとおり、新しく法律もそういう形になっているという話だから、これは農業委員会として、これは法が変わればそのやり方も変わると思うから、今のことを踏まえた形で、農地としてなかなか難しいものは早急でも農地から外してあげれば良いと思います。その辺はどうですか。

○委員長（田嶋弘一君） 農業委員会会長。

○農業委員会会長（高田武志君） お答えします。

今、言われましたのですが、私としてはこの意見は農業委員会に持って行って、農業委員の皆さんと相談して、まずはっきりした答えを出したいと思っていますので、何か三上委員には答えにならないと言われるかもしれませんが、そういふうにしたいと思っています。

○委員長（田嶋弘一君） ほかにありませんか。

13番委員。

○委員（田島政義君） 企画調整課長に聞くのですが、今の話を聞いていると、使えない土地に果たして農地で使えないそういうところに太陽光パネルなんてつけれるんですか、逆に。

○委員長（田嶋弘一君） 企画調整課長。

○企画調整課長（高坂信一君） お答えいたします。

耕作放棄地とか、全然もう使いようがない土地、農地というようなことですので、設備できるかどうか、その辺は事業者のほうで判断してくれることとは思います。

以上でございます。

○委員長（田嶋弘一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田嶋弘一君） 次に、146ページ、6款1項6目農業総務費から、150ページ、6款1項9目農産物加工研修等施設費まで発言を許します。

9番委員。

○委員（三上正二君） 150ページ、1項9目農産物加工研修等施設費、この中の9節の報償費で加工機器指導員謝礼とありますが、これはそのセンターの機械を管理する人ですか。

○委員長（田嶋弘一君） 農林課長。

○農林課長（鳥谷部昇君） お答えいたします。

加工センターには現在、かぎの開け閉めとボイラーの電源とか機械の指導という形で、そういう方が1名おります。基本的には利用者があれば、朝行ってかぎを開けて、帰りは機械、ボイラー等を点検して、かぎを閉めて帰るということでございますけれども、ふだん使っている方であれば、機械の操作等はわかっておりますけれども、中でも機械の操作等がよくわからないという方があれば、そういう方にも機械の操作等を教えているという方でございます。

○委員長（田嶋弘一君） 9番委員。

○委員（三上正二君） この加工センターなるものの目的は何のためにありますか。

○委員長（田嶋弘一君） 農林課長。

○農林課長（鳥谷部昇君） お答えいたします。

条例上は、農産物等の加工開発研究のための施設というふうになっております。

○委員長（田嶋弘一君） 9番委員。

○委員（三上正二君） それでいいと思うのだけれども、先般、一般質問があったけれども、どこから線引きすればいいのかわからないけれども、常時あそこを自分の営業のために使うという形ではないはずですが、ただ、それもある程度採算ベースに乗るまでとなれば、しょうがなくあそこを使うしかないのだけれども、その辺の考え方というのは、そういうのはある程度一定規模があって、これならいいというのは逆に、6次産業とかそういうものとしてやらせるべきだと思うのですよ。実際問題として、あそこで作ったものは加工販売はしているのですか。しているとしたら、責任とか衛生管理とか、そういうのはだれの名前でやっているのですか。実際それをつくった人なのか代表者なのか。

○委員長（田嶋弘一君） 農林課長。

○農林課長（鳥谷部昇君） お答えいたします。

営業許可につきましては、個人名で代表で取得しております。また、衛生責任者につきましては、加工友の会のほうの方がその責任者という形で講習を受けております。

○委員長（田嶋弘一君） 9番委員。

○委員（三上正二君） 一番最初に話した、やっぱりある程度の形で営業の目的ではないと思うから、その辺の基準の形はどうなっていますか。

○委員長（田嶋弘一君） 農林課長。

○農林課長（鳥谷部昇君） お答えいたします。

先ほど言いましたように、条例上はあくまでも加工開発研究のための建物ですよということになっております。ですから、今の利用状況等からいきますと、かなり販売を目的とした加工というのがメインになっておりますので、当初の設置目的とは若干違うのかなというようなところは感じております。

○委員長（田嶋弘一君） 9番委員。

○委員（三上正二君） 町長、6次産業として、予算つけてもなかなか使う人はないという話の中で減額されてきた過去もあるわけです。となれば、今せっかくこれをやったのは、これはそういう意味では6次産業化するための一番の土台になる、いろいろな研究試験をやるのはいいのです。課長、これやるときには、今の形で条例上にきちっと当てはめると誰もやれなくなるわけです。だからそれはどこまでがいいとか、何年間がいいとか、金額的なものとかその辺は早急に整備した方がいいと思う。それにあわせて町長に話したように6次産業の形の中で、そういうものにのせて事業化してやるべきだと思うのですよ。

それともう一つ、自分もそういう関係で加工販売をやっているからわかるけれども、その責任の所在というのは、売る側の責任者、代表者にとっても、実際につくっている人は違う人なわけです。何か問題が起きたときには誰が責任とれるのか、その辺のところも出てくると思うよ。その辺はどういうふうになっていますでしょうか。

○委員長（田嶋弘一君） 農林課長。

○農林課長（鳥谷部昇君） お答えいたします。

先ほども言いましたように、営業許可は加工友の会の代表者が営業許可を取っております。先ほど言いましたように、一般的な食中毒等が発生した場合は、当然その方が責任を取るということになるかと思えます。

○委員長（田嶋弘一君） 町長。

○町長（小又 勉君） お話のとおり、加工開発研修の施設ということで、最近いろいろな苦情というのにも実は入ってきております。純粋に研修とか、開発とか、そういったもので小口に使う場合に大口が入ってなかなか使えないというお話がありまして、実は、農林課長にも言っておりますけれども、将来の加工施設、本来販売を目的としたそういったものも恐らく必要であろうというふうに思っておりますし、6次産業化の一つの事業の中で果たして対応できるのか、恐らくできる品目もあると思っておりますけれども、それはそれで今までもそういった項目で助成はしてきました。その辺、両にらみでこれから考えていかなければならないと思っておりますけれども、厳密に当てはめていくと、せっかくの非常に加工が伸びてきたものに水を差すということにもなります。ですから、その辺は今のところよく調整をしながら、それで将来の、本当の商品になった場合の加工対応ということも、これは考えていかなければならないと思えます。

○委員長（田嶋弘一君） 9番委員。

○委員（三上正二君） 先般の一般質問でもこの付加価値をつけたという話が結構出ているわけです。実際問題として、それだけ販売を目的として、あそこは使われているわけ、結構あるはずなのです。あるから使いたいといっても機械が空いていないくらいなのです。とすれば、あれはあれでいいのです。とすれば、今町長が話したけれども、もう1ランク上の、そういうある意味なかなかそこから抜けて、出て行ってやりなさいと言ったって、量が少なければ採算が合わないということで、そういう形のものも6次産業の形に向けた形の中でやればいいと思うのです。

それと農林課長、責任はその代表者がとると言うけれども、その代表者の人はそれを認識しているのか、会員の方は認識しているのかい。何かあって食中毒があれば、例えば自分が食中毒になるようなものをこしらえてもその人の名前があることで責任はそっちへ行くのですよ。それを認識しているの。

○委員長（田嶋弘一君） 農林課長。

○農林課長（鳥谷部昇君） お答えいたします。

その辺につきましては、十分話し合いの中でそういうふうに営業許可を取ったというこ

とでございますけれども、本来であれば、加工友の会のほうで、そういう営業許可を取るのではなく個人で本当は営業取れば一番いいのでしょうけれども、そういういろいろな許可を取るためには手数料もかかるというようなことから、代表がまとめて営業許可をとっているということでございますけれども、当然それを販売した方にも当然責任があるわけではございますが、第一にはそういう施設の責任者ということになろうかと思えます。

たまたま、これまでそういった事故とか事件とかが起きなかったというようなことでございますけれども、万が一のことを考えれば、非常に今のやり方は非常によくはないなというふうなことは感じております。

○委員長（田嶋弘一君） 9番委員。

○委員（三上正二君） 例えば加工友の会という会にとってみれば、それに加入していない1人誰かに何か起きれば加工友の会が罰せられるのですよ。そうすれば、1人のために全体の人たちが、10人入っているのか、50人入っているのか、全部だめだよ、それはわかっているのかな。わかっているけれども、だからその辺をちゃんとわかっているながらやればいいけれども、誰かに何か起きれば、全体がだめになるということです。そこだけはわかっておかなければならないです。

それから、町長、先ほど話ししたときに、そういう今の形のものはいいとして、線引きしてはみ出すものは、ただ追い出すのではなくて、次の段階のことを考える必要があって、農業振興費も1,700万円も削っているくらいだから、そういう今後のことも考えればいろいろな形が考えられると思うから、その辺のことがあったら。

○委員長（田嶋弘一君） 町長。

○町長（小又 勉君） この施設があって、いろいろな加工というのが行われてきていると、いろいろな商品も出てきているというのも事実で、一つの過渡期だと思っています。いろいろいっぱい案があるがゆえに、今度はいろいろな問題が起きてきていると。実は8番議員の一般質問ありましたけれども、いわゆる今度はいろいろな商品として販売する場合に、一つの加工の施設というのは必要になってくると思っていますし、今の段階ではとにかく、さっき言ったそういう責任の体制というのは一番心配されることです。その辺は十分に認識しながら、将来のそういう加工に向けた切りかえというのを進めていかなければならないと思っています。

○委員長（田嶋弘一君） ほかにありませんか。

1番委員。

○委員（所 清悦君） 三上委員が私が思っていること言ってくれたので、すごく助かっています。それで、私もですけれども、やはり今七戸町で忙しくて一番手をつけられない部分だと思っています。まず、大口の人が利用するので使えなくなったという、その大口は多分私のことを言っているのだと思います。そう思って私も何日も使うことがないように、使う日はなるべく効率よく量をこなすというやり方に努めています。では、私だけが原因かと言うと、そうでもないと思っていて、例えば学校の場合、用務員が1人

ずついると思います。用務員が例えばかぎの開け閉めもやっていると思うのですけれども、では用務員が用事があるって休むときは学校を使えないかという、それはないと思います。教頭なり校長が用務員ができないときには、だれかがかわってやれるように。今、加工施設についてはそれがなくて、ここを見て、どれぐらいもらっているかというのは安くは言いたくないと言っていたのですけれども、これ見たらわかります、月1万5,000円ということなのですから、まず、この年間18万円というのがどういう想定のもとで、これぐらいの仕事量になるからということで算出した金額なのかを1点伺います。

○委員長（田嶋弘一君） 農林課長。

○農林課長（鳥谷部昇君） お答えいたします。

決算上は18万円ということで、先ほど言いましたように、月にすると1万円ちょっとということでございます。さかのぼれば、月1万円ですと年間で12万円というときもございました。その1万円がどういう積算根拠であったのかというのは定かではございません。ただ単純に月1万円ぐらいでどうでしょうということをやったのかなと思います。

今回、管理人という方が去年変わったわけでございますが、その際も予算がもう少しアップにならないのかというふうなことでいろいろ検討しましたが、現在では月2万円の予算だったと思います。非常に利用頻度が回数がふえているというふうなことから、非常に管理人からはその辺の話はいっぱい聞いております。もう少し何とかならないのかというふうなことでございますけれども、今までそれでもよくて加工センターは回ってきたわけでございますが、その辺も引くくめて今後少し検討していかなければならない時期に来ているというふうには考えています。要するに、衛生上の問題とか、そういう建物の管理とか、例えば機械等の操作、指導等についても、もう少しきちんとした状態で運営していかなければならないというふうには考えています。

○委員長（田嶋弘一君） 1番委員。

○委員（所 清悦君） 今、実際私が利用しているので、管理人がどの程度の頻度で来て、大変かどうかかわかっていて、一つは、本業をほかに持っていて、そちらで生計を立てているので、それに影響ない程度であれば協力してもいいというつもりで多分受けたかもしれないのですけれども、予想した以上に忙しくなると本業がおろそかになって不満が出てくるという気持ちはよくわかります。まず1点、1人というところにまず無理があるのではないかなと、1人のために用事があるって出れないとか、本業のほうをどうしても、おろそかにしてまでも来れないというときには、ではそのときは次の人、その人もだめならまた次の人ということで、2人なり3人の体制で、とりあえず平日に使いたいという人があればいつでもまずかぎをあけて使える状態にするということができないのではないかと考えています。今、はたらかなければいけない人で忙しい人をお願いしにくいとすれば、それこそ役場を退職した人をお願いしたら受けてくれる人はいないものか、その点は町長に伺います。副町長はお願いしたら受けてくれたわけですから、こういったことについてはお願いしたら受けてくれそうな人、これからお願いしてみるのか、その考えはある

のか伺います。

○委員長（田嶋弘一君） 町長。

○町長（小又 勉君） 基本的には今のところ非常に加工品が多くなってきていると。それにかわる施設なり、あるいはまた代替えの対応というのはできていないということであれば、今はまずあそこを活用ということになると思います。もちろん役場の職員にかかわらず、農林課長からもいろいろ相談されていきました。やはり受ける人というのは、その責任から、あるいはまた時間的な対応から非常に不満が出てきているということですから、相応のその役場の職員云々に限らず、そういった人がいないかどうか探して満足に使えるような体制づくりというのはしなければならぬと、いわゆる人数のこと、あるいはまた金額と、この辺は十分検討しなければならぬと思います。

○委員長（田嶋弘一君） 1番委員。

○委員（所 清悦君） 155ページのほうの一番下に臨時事務補助員賃金とありますが、それ自体を質問するわけではなくて、今質問するためにちょっと参考として使わせてもらうわけですし、そちらが188万円の報酬を用意して平日の仕事をしてもらっていると。恐らくその衛生管理責任者についても、かぎの開け閉めの管理等も含めてこれぐらい、平日の日中は加工施設にいて作業の仕方から衛生管理の注意とかも含めて、そういった人をつけるために、これぐらいの予算をつければ、もしかしたらこれぐらいであればある程度生活をしていくための収入として十分だと思える人は、やってみたいという人も出てくるかと思っています。

もう1点は、この報酬ですけれども、今、町が支払う形になってはいますが、利用者はやはり利用料金を払うわけですが、例えばその管理人のこの報酬に関しても、利用料金に含めるということでもいいのかと思っています。適正価格なのかどうか、私は安く使わせてもらっているとは思いますが、適正価格という点で利用者にそういった管理人の報酬の部分も負担してもらう、あるいは衛生管理も含めて極端に忙しいときに、実際は、教えながら作業も手伝っている状態のときもあるようなので、それであれば、その人に指導してもらいたいときにも、それも費用としてもらうとか、もう作業をしながら指導してもらいたいというときは、またそれで利用者が加工施設の利用料金だけでなく、その人件費という部分についても利用料金の一部として、これから支払うということでもいいと思っています。私は自前で設備投資して、加工工場を持つのに比べれば、安過ぎるぐらいの料金だと思っています。あとは初期段階、試作程度の段階を超えて、もう自前で加工工場を持ってもいいぐらいの段階の場合は、それこそ役場職員は優秀な人ばかりですから、そういった採算点というところで、これぐらいの量をこの価格で売れるような商品をつくれるのであれば、国とか県のこういった事業を使って、もう自前で工場をつくることも検討していいのではないですかという、そういった指導をするところも考えていってもいいのではないかと思います。その点について伺います。

○委員長（田嶋弘一君） 町長。

○町長（小又 勉君） いろいろお話ありましたけれども、基本的には開発研修の施設ということですから、ただ実態は営業で使っているということでもありますので、その管理人の報酬の体制をもう1回検討はさせたいと。それでなければ、受ける人がありませんので、今おっしゃったそういったものも踏まえて、ただ余り基本から外れると今度はいろいろまた問題が起きてくるということもありますので、その辺を踏まえてもう1回検討してみたいと思います。

○委員長（田嶋弘一君） 9番委員。

○委員（三上正二君） これだけ加工施設とか加工物、付加価値をつけるということで話しましたが、ところで道の駅とかそれ以外でも結構、農林課なのか、これはどこなのか道の駅を管理するところは、商工観光課ですか、前にもあったけれども、一体全体七戸町ではあそこに出る加工物という形はどれくらいあって、どういう状態になっているのか把握しているのですか。わからないでしょう、多分そうだと思うのです。だけれども、やはり道の駅にはいろいろなものがあって、結構あそこはよい売り上げがある。となれば当然として手をかけ、今ある加工施設を使わなくても、自分でも小さい機械を持ってやっているのはいっぱいあるのです。だけれども、町長に一般質問をすれば、大事だ大事だと言ったって、実際には大なり小なり全部把握し切れなくても、おおよそでもいいから8割か9割でもいいから、どういう状態になっているかそれを把握すべきだと思うよ。現状をわからないで何とかかんとかはならないですから、その辺のところを商工観光課長、どう思っていますか。

○委員長（田嶋弘一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（田嶋邦貴君） 今、委員がおっしゃるとおりだと思いますので、把握して、その分析をしながら、またつなげていきたいと思います。

○委員長（田嶋弘一君） ほかにありませんか。

3番委員。

○委員（附田俊仁君） 先般、7月だったのですけれども、私、ハセップという食品衛生に関する専任講師の講習会に2週間かけて行って取ってきたのですよ。その中で、危機管理の方法がどうあるべきかとか、非常に難しかったのですが、今の一連の話を聞いていて非常に怖いと思うのが、研究開発のために加工施設という施設が存在するのであって、その施設を使って販売するというのは非常に危険です。実際に、保健所さんはどういう施設が適正ですかと問い合わせをしても、答えてはくれません。ところが、1回食中毒が出たときには、ここはどうなっていますか、ここはどうなっていますかと非常に厳しい査察が入ります。なので、町の施設を使って販売目的で使用するというのは許可するべきではないと思います。

その衛生管理の手法、かぎの開け閉めだけではなくて、ネズミとか昆虫とかがどうなっているのだとか、あとは加工機械の洗浄はどうしているのだとか、地面から何センチ離れたテーブルの上でやっているのだとか、非常に厳しいです。全部チェックされます。そう

いうものをクリアして、初めて皆さんの食卓にお届けすることができるのですけれども、お金を取るということ、販売行為、製造行為そのものが非常にリスクを背負うという環境にあるものですから、私的には、この加工施設というのは研究開発行為と、あと自家消費の部分で利用していただく、もしくは製造方法が明らかとなり段取りができた暁には、自前でそういう工場なり、衛生法の中で総菜とか弁当の加工とか、そういう簡単な営業許可がありますので、それを取っていただいて、保健所の許可をもらって、そこで、加工をするという形が本来の形ではないかと思います。

六戸町に県の加工施設があるのですけれども、あそこにもさまざまな加工機械が並んでいます。あそこは無料で加工をしても構いませんが、営業用は認めていません。機械の使い方等については懇切丁寧に教えてくれますので、町の加工施設は、農家さんが例えば自分のトマトをどういうふうに加したら加工品としてできるのかとか、そういうところにとどめて、そこで販売用に加工するのはちょっといかがなものかと考えますけれども、町長いかがですか。

○委員長（田嶋弘一君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えします。

実はそういう問題も踏まえて、新しい加工施設というものの検討もしてきました。本来は研修であり自家消費であるということでありまして、ひとたび食中毒なりそういった事故が起こると、もう大変なことになるのは事実であります。ですから、そうならないうちに早目にそういった方向で進めていきたいと、いかなければならないと思っております。

○委員長（田嶋弘一君） ほかにありませんか。

1 番委員。

○委員（呷 清悦君） 149 ページ、6 款 1 項 7 目 1 9 節にんにくイモグサレセンチュウ対策事業費補助金についてですけれども、平成 25 年度実施して、その結果が平成 26 年度の収穫で何かしら結果が出たと思うのですけれども、まずそれについて伺います。

○委員長（田嶋弘一君） 農林課長。

○農林課長（鳥谷部昇君） お答えいたします。

イモグサレセンチュウ対策の補助金でございますが、これは防除剤の購入等にかかる経費について助成したということでございます。両農協が実施しておりまして、合わせて約 79 ヘクタールが対象となっております。効果については、これは毎年の事業でございますので、非常にイモグサレセンチュウが今蔓延しているというふうなことから、それ相応の効果は出ていると考えています。

○委員長（田嶋弘一君） 1 番委員。

○委員（呷 清悦君） 今の答弁は若干わかりにくかったのですけれども、イモグサレセンチュウが蔓延している、改善されてきてはいないということですか。

○委員長（田嶋弘一君） 農林課長。

○農林課長（鳥谷部昇君） 大変失礼しました。改善されているかということござい

すが、イモグサレセンチュウはなかなか基本的には100%防除することはできない。こういう農薬とかそういったことの助成に補助することによって、そういう蔓延を防止するといえますか極力抑えるということでの効果はあるかと思います。

○委員長（田嶋弘一君） ほかにありませんか。

9番委員。

○委員（三上正二君） 今と同じところの長いも優良種子確保対策事業費補助金とあるけれども、長芋の優良というのは何を指しているの、いろいろな品種あるのだけれども、今特に。

○委員長（田嶋弘一君） 農林課長。

○農林課長（鳥谷部昇君） お答えいたします。

長芋はむかご等の供給でございます。

○委員長（田嶋弘一君） ほかにありませんか。

9番。

○委員（三上正二君） 例えばニンニクの場合は白玉とか何とかという、そういうのがあります。そういう類からすると、長芋のむかごは何の品種、どういう類の品種なのと聞いているのです。どこから来たとか、そういう話というのはあるでしょうと。例えば新しい今の品種等もあるでしょうし、そういう類はどこからどういう形で出しているのか、そこを聞きたいのです。

○委員長（田嶋弘一君） 農林課長。

○農林課長（鳥谷部昇君） それについては、後程御回答いたしたいと思います。

○委員長（田嶋弘一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田嶋弘一君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時20分

○委員長（田嶋弘一君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

9番委員の質問に対して、農林課長、答弁。

○農林課長（鳥谷部昇君） 先ほど種子の種類ということでございましたが、今調べてまいりました。庄司系と園試系の2種類ございます。これを契約栽培して農家に供給すると。その単価に対する助成ということでもあります。

○委員長（田嶋弘一君） 次に、150ページ、6款1項10目畜産業費から、160ページ、6款2項3目森林整備地域活動支援交付金制度事業費まで発言を許します。

6番委員。

○委員（盛田恵津子君） 160ページ、6款2項3目、一番最後に言いました森林整備地域活動支援交付金制度事業費111万5,000円が減額になったのはなぜですかというところと、それから私もNPOのほうで八幡岳に植林活動をしていますけれども、水源

確保とか、放牧地の復元ということで植林していますけれども、ここからそのところに補助金が出ていたのか、2点お聞きしたいです。

○委員長（田嶋弘一君） 農林課長。

○農林課長（鳥谷部昇君） 3日の森林整備地域活動支援交付金制度事業費でございますが、これは森林組合の間伐等の事業に対する補助ということでございますが、平成25年度は事業が実施されなかったというふうなことから、減額したものでございます。

それから、八幡岳の植樹の件ですが、これにつきましては、1目の林業振興費の中から、例えば14節のバスの借上料等で支出しております。

○委員長（田嶋弘一君） 6番委員。

○委員（盛田恵津子君） ことしもまた200人以上の方々に来て植林をしたということですが、こういう支援があれば、ますます植林活動が盛んになると思います。何よりも八幡岳の復元をして、また小川原湖の水質確保のために活動を進めていきたいと思います。

町長にお聞きします。八幡岳の植林について、もっと支援する考えはありますか。

○委員長（田嶋弘一君） 町長。

○町長（小又 勉君） 七戸地内の山ということで、町主導でやっているようなものですが、本来は中部上北広域事業組合の事業でやったものでありますので、当然今度は中部上北広域事業組合も借り受けしている料金を支払いをしております、これをやることによってそれが年々減らされていくということになります。町もこれ以上にやっていきたいという気持ちはありますし、中部上北広域事業組合自体も、もう少し増幅して復元に取り組むべきだろうと思っております、双方あわせてスピードアップしてなければならぬと思います。

○委員長（田嶋弘一君） ほかにありませんか。

5番委員。

○委員（瀬川左一君） 今、盛田委員のほうからの話として、植樹して元の姿に戻すということで一生懸命頑張っているのだけれども、私、一つ考えていることが、これは中部上北広域事業組合が主体となっているのだけれども、今ああいう牧草地というのは非常に芽が生えにくいという、いろいろ自然に帰るには表面に牧草が生えているために、非常に復元というか自然に戻れないということがあるのだけれども、それかといって、全部起こすと泥とかいろいろなもので下流のほうが悪くなるということ、私はあの辺ののり面とかいろいろなを見ると、そういうふうな土のあるところには、すぐブナの実とかいろいろなが生えるのだけれども、あそこにプラウを何本かかけて、そしてまともに土を出して、表面が流れないように筋をつけて、そういうふうな研究をしたり、どうすればいいかということでやってみることも、もちろんあそこには町も補助金を、よその市町村も出しているのだけれども、そういうことで私は中部上北広域事業組合のほうに派遣されている議員がいるのだけれども、そういうことを踏まえて、ただ植林するのももちろん結構なことなのだけれども、そういうふうな開発したり、どうしたら復元して土に帰ると、そこ

に種が生えて、ブナの木でもいろいろなものが自然に帰るといふふうな形の中で、いつも考えているのだけれども、そういう形をとれないのか、そしてそういうのを働きかけれないのかなと思っているので、盛田委員が話したついでに話しましたが、これに対して町長の考え方をお聞きします。

○委員長（田嶋弘一君） 町長。

○町長（小又 勉君） 当初、森林管理所、いわゆる営林署といろいろ復元の方法で相談をしましてし、指導も受けました。森林管理所ではとにかくあそこはロータリーを全部かけてくれないかと。そうすると飛んできた種が芽を出すということでありましたが、やろうとしたらとんでもない石がごろごろあるということで、物を壊すと。それで、万やむを得ずバックホーで必要な部分だけをはぎ取ってやっている状況です。恐らく中のほうに入っていくと、そんなに種が飛んでこないということだそうであります。飛んできて牧草の根があると土まで種が届かないから絶対芽が出せないということで、今植えると比較的成長しておりますので、だんだん大きくなってくと波及していくと思っております。

ブラウかなんかでどっと起こすという手もありますけれども、あれ自体は農工業のブラウではなくて、ブルドーザーみたいなもので建設用の相当頑丈なものでやったというふう聞いておりますので、今それを改めてやるとなると、確実に芽が出るという保障もありませんので、今の方法でやっていくしかないのかなというふうには思っています。もう少し研究はしてみる価値はあると思いますけれども。

○委員長（田嶋弘一君） ほかにありませんか。

9 番委員。

○委員（三上正二君） 確かにあれをやるときは昔は、石倉山放牧場もそうだったけれども、それなりの重機があったのです。今はなかなかないのです。けれどもレーキドーザといって爪がついたブルドーザー、そういう形のものがないわけではない、あるのだよ。でもそれをやれば、もちろん縦にやれば水が流れるし、全部にそれをかければ、それこそ土砂災害が起きるのだから。だから今瀬川委員が話したように、横に筋をつけてやれば、間違いなくよくなるのだよ。とにかく牧草をなくさなければならぬし、表面をひっくり返せばいいのだから。これは私も中部上北広域事業組合の議員もやっていますけれども、今出た機会ですので、それはもう 1 回それもやってみたほうが良いと思いますよ。種子でやれば一番安く早くふえるのだから。答弁は要りません。

○委員長（田嶋弘一君） すみません、手を挙げた順番を私見ているのですけれども、順序にやっていますので、関連のときは「関連」と言ってくれば優先的にやりますので、よろしく願いいたします。

（「関連と呼ぶ者あり」）

○委員長（田嶋弘一君） 13 番委員。

○委員（田島政義君） 私が間違っているかどうかわかりませんが、町長は中部上北広域

事業組合の管理者でもあるし、あれはまだ農地のままだと聞いているのでそんなに大々的には、あれは植林をテスト的にしているだけであって、宣伝して大々的なことはできないはずなのです、約束で。ですから、町長は一生懸命みんなで作っているのだけれども、中部上北広域事業組合の管理者の立場でいくと、そういう管理者でもあるし、大々的なことはできない、細々と今のところをやるしかないなと思っていますので、あまり大きな声で宣伝をするとかというのは、まだできないのかなど。あくまでもテストいう、木が生えるか生えないかということがありますので、確認をしておいていただきたいと思います。

○委員長（田嶋弘一君） 町長。

○町長（小又 勉君） おっしゃるとおり相当な補助金を使った第1種農地ですから、みだりに木を植えるというのは本来は違反であります。試行的ということで、今、農地転用の手続をしながら今進めている最中ということですから、それが終わると本格的なことができますと思います。

○委員長（田嶋弘一君） 4番委員。

○委員（佐々木寿夫君） 158ページ、6款1項20目のところの青年就農給付金について、平成25年度の利用状況について伺います。

それから、160ページの6款2項1目の林業振興費の中の流域循環資源林整備事業費補助金と、この使い道について伺います。

○委員長（田嶋弘一君） 農林課長。

○農林課長（鳥谷部 昇君） お答えいたします。

青年就農給付金につきましては、平成25年度では5名の方が認定を受けております。内訳としましては、個人が3人と1夫婦ということでございます。

また、平成24年度からこの事業をスタートしたわけでございますが、これまでに合計で8名の方が認定を受けております。

最近、非常に相談件数が多くなってきております。今年度も5名から6名程度が認定を受けるということで予定をしております。

次に、林業のほうの循環型でございますが、これは上北地区森林組合が国の補助事業で間伐をしたものに対して、町が10%の嵩上げということでやっているものでございます。

○委員長（田嶋弘一君） 4番委員。

○委員（佐々木寿夫君） 青年就農給付金の利用の状況がわかりましたが、この利用の状況というのは、これの成果が上がっているのか、1,000万円をつぎ込んでいるわけですが、町の農業の発展、あるいは将来の農業の発展に対して、これは寄与しているというふうにお考えですか。それが一つ。

それから、今の流域循環資源林ですが、これは町で補助金を出しているというのは、これ循環ですから、資源林を多分これは間伐すると思うのですが、この間伐したものの後始末だけで、これはそれ以上のことは考えていないのですか。以上、2点。

○委員長（田嶋弘一君） 農林課長。

○農林課長（鳥谷部 昇君） お答えいたします。

新規就農が町の農業に寄与しているかということかと思いますが、国の政策の一つであります後継者対策というふうなことから考えれば、こういう方がどんどん今後ふえてほしいというふうなことを町は考えております。

また、近年米が非常に価格が下落しているということで、この辺は稲作が中心でございますが、これからはもう米の時代はないなと考えております。この新規就農者につきましては、ほとんどの方が野菜、施設園芸野菜とか、ハウス物の野菜とか、露地物の野菜が中心になっています。やはり今後、米がどんどん消費が落ち込んで値段も下がるというふうなことを考えれば、やはりこれからは畑作、野菜中心の農業ということで進むというのが一番ベストかなと思っております。いずれにしましても、こういう方がどんどんふえてくればよいなと考えております。

それから、林業でございますが、当然間伐すれば間伐材が出ますが、森林組合ではそれをまき等に販売しているというふうなことを聞いております。

以上でございます。

○委員長（田嶋弘一君） 4番委員。

○委員（佐々木寿夫君） この青年就農給付金は平成24年度から始まったから、今、新しく農業を始めてこれで町に定着したというところまでは、まだ言い切れないと思いますが、これはきちんとこれからやっていくべきだと思っています。

それから、循環ですから間伐林の木を、この前の議会の一般質問でもあったとおり、林業資源の利用というのは新しいエネルギーで注目されているわけですから、私は町でこれに10分の1のお金を出しているということから、そういうことまで考えているのかなと思ったら、そうでもないのですね、これはね、確認いたします。

○委員長（田嶋弘一君） 農林課長。

○農林課長（鳥谷部 昇君） お答えいたします。

そこまでは考えておりません。あくまでも間伐の事業のかさ上げ補助ということでございます。

○委員長（田嶋弘一君） ほかに、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田嶋弘一君） 次に、160ページ、7款1項1目商工総務費から、166ページ、7款1項5目公園管理費まで発言を許します。

9番委員。

○委員（三上正二君） 162ページの7款1項3目8節、秋祭りのところで、金、土、日と3日間まつりがあったのですけれども、これは商工観光課のほうでは秋祭りは直接関係はないと思うのですけれども、初日の形を先ほど控室で話したのだけれども、30分ぐらいであれば休憩でいい時間なのです。でも1時間、あれは何とか、これは確かに行政の

ほうで直接手を出せる問題ではないけれども、いずれにしてみても、補助金とかいろいろなお金の絡みがあるから、やっぱりあれは考えてもらわないと、とてもならないと思うよ。よその町内のことはよくわからないけれども、うちのほうでも山車を地域まで引っ張っていくわけです。もちろん運転手は飲んでいないけれども、1時間もあそこにいれば、酒を飲めや飲めやの世界をやっているの、これはいけないと思ったのですよ。だから、そういうことではなくて、これはここだけで決めるとか、議会で決めるものではないと思うけれども、やっぱりあの辺は見直してもらいたいと思います。その辺はどうでしょうか。

○委員長（田嶋弘一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（田嶋邦貴君） お答えします。

まず、その1時間になった経緯は恐らく御存じだと思いますので、それは割愛させていただきます。最終日は、初日のことがありましたので、運営委員会を開いて各町内また集まりました。早目に今回のその初日のことも踏まえたことを各町内で協議していただいて、来年度に向かってまた話し合いを観光協会中心に町内会としていきたいと思います。話し合われておりますので、また、そちらのほうでいろいろ問題が出て、もんでいくことになろうかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（田嶋弘一君） ほかに、ありませんか。

4番委員。

○委員（佐々木寿夫君） 164ページ、7款1項4目商店街活性化推進費四百数十万円の支出があるわけですが、これの主な活動内容を少しお知らせください。

○委員長（田嶋弘一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（田嶋邦貴君） お答えします。

まず、まちなか丸ごと元気事業というのが、空き店舗の利用ということで、町の駅の利用等、あとまちなかキッズランドということで、これは青年部が中心となって7の日イベントということで、小さい子どもが絵馬の町七戸ということで、小さいころからそういう形の中で楽しんでもらおうというイベントがございます。それとサマーフェスティバルということで、音楽祭や納涼祭というのを一緒にやりながら、中心商店街でイベントをしているということでございます。

あとは中央商店街のイベント事業費のほうはおもてなしフェアということで、春祭りのときに対応してるような事業でございます。

あとまちづくりチャレンジ事業でございますけれども、こちらのメインがまちなか大芸術祭ということで、まちなかを回遊していただいて、これは空き店舗も活用しながらにぎわいをつくるというような事業でございます。

以上です。

○委員長（田嶋弘一君） 4番委員。

○委員（佐々木寿夫君） 七戸町の商店街は最近空き地などが見られてきていますね。こ

ういう中で活性化に取り組むというのは、要するに町だけで取り組むだけではもうどうもならないわけで、地域の人々の力もかりなければならない。先ほど、さまざまなこれに対する使途を聞いてみると、町民の協力がなければできない仕事だと考えられます。そこで、これに支出して、町民との力がより一層合わさってきているのか、そしてまた、町民のそういうふうな力が伸びてきているのかどうか、この事業のいわゆる成果というのはどの辺にあるか伺います。

○委員長（田嶋弘一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（田嶋邦貴君） お答えします。

いろいろまちなかでイベントしていますから、当然商工会青年部、その青年部にまたかかわる人、例えばピザまつりなんかでもそうですけれども、町内でもピザに参加したり全体として町を盛り上げていこう、あるいはひなまつりも店舗数がふえて、各店も協力していきましょうというふうな形で広がりを見せながら動いているというのが現状でございますので、このにぎわいをつくっていくものを、今後も継続しながら地域の人と連携していければと思っております。

以上です。

○委員長（田嶋弘一君） 4番委員。

○委員（佐々木寿夫君） 商工会青年部やさまざまな人たちと力を合わせて町をつくっていくという趣旨から、こういうのができているのですが、要するにこういうことによっても町の商店街の活性化というのはなかなか図られないわけで、この辺はさらに力を入れていく必要があるのではないかと考えています。

以上です。

○委員長（田嶋弘一君） 6番委員。

○委員（盛田恵津子君） 同じく、まちなか丸ごと元気事業補助金ですね、これは七戸の町の駅のことですが、これに関しまして町の駅は道の駅が現在運営していますけれども、道の駅が撤退するといううわさが出ております。それで町の方々はかわりに入る商店もないのに、もしなくなったら町通りが非常に寂しくなるという声が聞かれておりますが、その辺の経緯はいかがでしょうか。

○委員長（田嶋弘一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（田嶋邦貴君） 今、議員おっしゃるとおり道の駅が今現在やっておりますけれども、やはり道の駅もなかなかあそこの経営が非常に難しいということの中で、そういう話がございます。そこがもし空いた場合、今、商工会と話をしているのですけれども、チャレンジショップのような形で使わせたり、休憩場所に使わせたり、やはりそのままにしておくのではなくて、何かの形で活用するというところで、商工会と話を詰めているところでございます。

以上です。

○委員長（田嶋弘一君） 6番委員。

○委員（盛田恵津子君） 道の駅がもし撤退するとなれば、そのチャレンジショップなりが入りますけれども、道の駅が運営しているからこそ、いろいろな商品が手に入っております。これが単独の商店とかであれば、それなりの品数とかは集めることができませんので、かえってまた利用者たちが困るのではないかなと思っています。もう少し幅広げているいろいろなお店が入るか、いろいろな人が協力して品数を多くするとかしていただきたいと思います。答弁は要りません。

○委員長（田嶋弘一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田嶋弘一君） 次に、166ページ、8款1項1目土木総務費から、172ページ、8款3項1目河川維持費まで発言を許します。

4番委員。

○委員（佐々木寿夫君） 168ページ、8款1項1目の産業活性化住宅新築・リフォーム支援事業補助金2,000万円ほど出ているのですが、この内訳についてお知らせください。

○委員長（田嶋弘一君） 建設課長。

○建設課長（米田春彦君） 4番委員にお答えします。

平成25年度の概要でございますが、新築20件、リフォームが64件、合わせて総事業費としては5億4,000万円ほどの事業費となっております。それに対して補助支援をした2,174万円となっております。

○委員長（田嶋弘一君） 4番委員。

○委員（佐々木寿夫君） 2,000万円以上の補助で、そして5億4,000万円の総事業費になっているわけですが、これは産業の活性化というこの事業の趣旨が達せられているというふうに考えますか。これは町長から聞いたほうがいいですか。町長いかがでしょうか。

○委員長（田嶋弘一君） 町長。

○町長（小又 勉君） 事業費で5億4,000万円というと非常に大きい額であります。もちろん町のこの補助がなければ、ではやらないかという、そうでもないのですけれども、これが一つの励みになってやるということですから、かなり大きい成果にはなっていると思っております。

○委員長（田嶋弘一君） 4番委員。

○委員（佐々木寿夫君） 新築に20件、そして改築で64件と大変大きな仕事なのですが、ただ平成25年というのは、いわゆる消費税の駆け込み需要ということも考えられるのですよね。それで、課長に聞いたほうがいいですか、今年度26年度の申し込みの状況というのはいかがでしょうか。

○委員長（田嶋弘一君） 建設課長。

○建設課長（米田春彦君） お答えします。

8月末現在でございますが、新築が6件、リフォームが28件、合わせて34件。事業費としては1億6,242万円、補助金が750万円ということで、21倍の事業になってございます。

○委員長（田嶋弘一君） 4番委員。

○委員（佐々木寿夫君） ことしの8月までのところで消費税が上がっても、結構仕事があるから、この事業というのは継続してもよいのではないかということによって、終わります。

○委員長（田嶋弘一君） ほかにありませんか。

1番委員。

○委員（所 清悦君） 169ページ、8款2項1目13節除雪作業業務委託料について伺います。

毎年町民からの苦情とか要望を聞いて、次年度の除雪計画を策定して、それに基づいて除雪を行っていると思えますけれども、鳥谷部から新幹線の線路沿いに七戸十和田駅に来る道路、夏場は近くて利用者が多くて、冬場になるとそこがJRの道路だということで、除雪されずに住民が脱輪したりということもあって、除雪できないかという要望を私が受けたので、そのまま建設課に行って聞いたら、町の道路ではないという理由と、荒熊内のほうを除雪しているので、そちらを迂回してほしいということで、要望してもお願いできないのだなと私は理解していたのですけれども、ことしの冬は除雪されていたので、どういった経緯で除雪できるようになったのか伺います。

○委員長（田嶋弘一君） 建設課長。

○建設課長（米田春彦君） お答えします。

全て除雪したのではないはずですが。当初、業者の方が駅の前を除雪するために、あそこを歩いていました。そういう経緯もございまして、その後については3月末まで除雪は行ってございません。まだ町道とは認定してございませんし、JRのほうからもまだ道路としての機能が町のほうに譲渡されていないということもございまして。

また、路線がふえることによって、やっぱり時間がかかるということもございまして、まず今のところは除雪計画には反映させてございません。

○委員長（田嶋弘一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田嶋弘一君） 次に、172ページ、8款4項1目都市計画総務費から、177ページ、8款5項2目住宅建設費まで発言を許します。

3番委員。

○委員（附田俊仁君） 172ページ、8款4項1目の13節委託料で七戸町都市計画基礎調査業務委託と、天間林地区都市計画拡大意向調査業務委託となっているのですが、この進捗状況といいますか将来的に都市計画の見直しと、あと天間林地区がまだ未整備になっている都市計画のためのお金だと思うのですけれども、状況をお知らせください。何

年度に完了予定なのも含めて。

○委員長（田嶋弘一君） 建設課長。

○建設課長（米田春彦君） お答えします。

最初の都市計画基礎調査については、これ県のほうからの補助金が出てまして、5年に一遍の人口、土地等の動向調査を目的として、県のほうに報告しているところでございます。

また、その下の天間林地区都市計画拡大意向調査でございますが、昨年実施したのですが、今のところまだアンケート調査、それから意向調査した結果は、都市計画にはなじまないのではないかという結論になってございましたので、都市計画の拡大については今後時期を見据えて再度実施していきたいと思っております。

○委員長（田嶋弘一君） 3番委員。

○委員（附田俊仁君） 都市計画法の適用を受けなければ受けられないほうがお金もかからないし、いいのですが、ただ、その反面、違法建築だったり、あとは特にこの辺は雪が多いので、屋根の雪が道路に落ちてくるとかそういうこともチェックできない状況なのですね。そういう問題を何とかしてクリアしていかなければいけないのですが、それを都市計画ではない方法で管理していく手だてがもしあるのであれば、お知らせください。

○委員長（田嶋弘一君） 建設課長。

○建設課長（米田春彦君） 今現在、建設課を通して建築工事届等が出されている部分については、ある程度用地から離すということを指導して、何とかお願いしているところでございます。

○委員長（田嶋弘一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田嶋弘一君） お諮りします。

本日の決算審査特別委員会はこの程度にとどめ、明日に延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田嶋弘一君） 御異議なしと認めます。

したがって、本日の決算審査特別委員会は、これをもって延会することに決定いたしました。

なお、明日の決算審査特別委員会は午前10時に再開します。

本席から告知します。

本日は、これをもって散会します。

御苦労さまでした。

延会 午前11時54分